

令和7年度「AIで変わる子宮頸がん・梅毒予防啓発事業」発信業務委託仕様書

1 業務名

AIで変わる子宮頸がん・梅毒予防啓発事業

2 業務目的・概要

本事業では、生成AIを用いて作成したバーチャルインフルエンサーを活用して啓発を実施することにより、子宮頸がんや梅毒予防に関する行政からの信頼性の高い情報を分かりやすく発信することで、正しい知識の普及啓発を図る。子宮頸がんのメインターゲットは定期接種の対象年齢を考慮して県内在住の小5～高1相当の女子及びその保護者とする。また梅毒対策に関する啓発については、県内在住・在勤の妊娠中及び妊娠を希望する女性やそのパートナーに向けたものとする。岡山県における子宮頸がん及び梅毒の現状と課題は以下に示すとおりである。

◆ 子宮頸がん

▶ どんな病気か

- ・女性特有のがんとして罹患率が乳がんに次いで高く、他のがんと異なり、20代30代の女性のり患が多い。
- ・原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）は主に性交渉により感染し、がんに進行するまで数年から十数年かかる。
- ・子宮頸がんは、ウイルス感染を防ぐHPVワクチンと、がんを早期に発見する子宮頸がん検診の両輪で予防することができる。

▶ 現状と課題

- ・日本では毎年約1万人が罹患し、約3,000人が亡くなっている。
- ・HPVワクチンは、令和3年11月から積極的干涉が再開され、実施率は回復傾向にあるものの、過去の水準には及んでいない（H23年度：229%→R5年度：73%）。
- ・岡山県では、積極的接種勧奨の再開前から他県に先駆けてワクチンなどの子宮頸がん予防の正しい知識の普及に積極的に取り組んでいる。

▶ 本事業の狙い

- ・HPVワクチンを無料で接種できる期間（小6～高1相当）は限られているため、該当する年齢の女子及びその保護者に、HPVワクチンに関する正しい情報を発信し、接種について家庭で検討してもらう。
- ・HPVは種類が非常に多いことからワクチンで100%予防できるわけではないため、20歳になったら子宮頸がん検診を受けることも併せて啓発する

◆ 梅毒

▶ どんな病気か

- ・性行為によってうつる性感染症の一種。「梅毒トレポネーマ」という細菌が原因。

- ・治療しなくても症状が消えることや、症状が全く現れないこともあり、感染に気づきにくいいため、治療の遅れや知らない間にパートナーへうつす可能性がある。
- ・治療をしないまま放置していると、数年から数十年の間に心臓や血管、脳などの複数の臓器に病変が生じ、時には死にいたることもある。
- ・妊娠中の感染は、死産・早産や、先天梅毒（生まれてくるこどもの神経や骨などに異常をきたす）の原因になることがある。

▶ **現状と課題**

- ・岡山県の人口 100 万人当たりの感染者数は、平成 29 年から現在まで全国第 3 位または 4 位など、高い水準で推移している。
- ・県内の感染者の主な感染経路は、男性は風俗店利用、女性は風俗店従事者及びパートナーとなっている。
- ・感染に気付きにくいいため、マッチングアプリの普及などを通じて、感染リスクの高い層（性風俗店利用者・従事者）だけでなく、一般にも広がっている。

▶ **本事業の狙い**

正しい知識に基づく予防や、り患した場合における早期発見・早期治療にかかる情報発信の強化により、感染拡大を防止するとともに次世代を守る。

3 業務期間

契約締結日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

4 契約限度額

11,034,100 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容（企画提案）

業務に必要となる経費は、全て当初の契約金額に含むものとし、業務目的を達成するための発信に関する企画等の業務一式を提案すること。

なお、実施においては、県と受託者が協議の上で内容を設定するため、必ずしも提案のとおりとはならない点に留意すること。

(1) **生成 AI を活用したバーチャルインフルエンサーの作製**

子宮頸がん予防及び梅毒対策にかかる啓発に用いるため、以下に示す要素（ビジュアル及びキャラクター性）を取り入れたバーチャルインフルエンサーを生成 AI により作製すること。

◆ **ビジュアル**

- ・愛嬌があり、年齢・性別を問わず、多くの人から親しまれるビジュアルとする。
- ・表現形態は 3D アバターとする（別添 1 参照）。

- ・性別は女性とする。ただし、女性らしさを強調しない体型とする。
- ・ビジュアルに岡山県らしさを取り入れる。
- ・作製するバーチャルインフルエンサーは1体とし、子宮頸がんに関する発信に使用する場合は制服、梅毒の場合は20～30代の女性をイメージした格好等、用途により髪型や服装を変更することで違和感がないビジュアルとする。（別添1参照）。

◆ キャラクター性

- ・バーチャルインフルエンサーの性格と啓発をする際のキャッチフレーズを提案すること。
- ・キャラクター性にあった声をAIにより生成すること。
- ・作製したキャラクターに合った名前を提案すること。

◆ その他

- ・バーチャルインフルエンサー1体の企画書（様式は問わない）を作成し、技術提案審査会において説明すること。なお、本企画書に記載する事項は以下のとおりとする。
 - ① ビジュアルのイメージ2種類以上（1体のバーチャルインフルエンサーの髪型や服装を変更すること等により作製する）
 - ② ビジュアルにおける岡山県らしさの表現意図
 - ③ 名前、性格、キャッチフレーズ
（技術提案審査会において、声及び動きを提案する必要はない）
 - ④ AI インフルエンサー（アバター）の作製及び活用実績がある場合、そのビジュアル又は動画
 - ⑤ その他、提案者が伝えたい内容
- ・受託者は、バーチャルインフルエンサーを1体作製し、県と協議の上、令和7年6月30日までに、完成させること（静止画で可）。なお、ビジュアルは、子宮頸がん啓発用と梅毒啓発用の2種類以上用意すること。
- ・契約終了後も広報物等での使用を想定した、キャラクターの複数のポーズを収めた静止画（GIF または PNG 形式）を作成し県に提供するものとし、その点数および内容は県との協議の上、決定する。なお、提供物については別添2を参照すること。
- ・次年度以降も追加費用なく、継続的に使用できるデザイン及びシステムとすること。

(2) SNS 等 WEB 広告の配信

以下に示すLPに誘導するため、(1)で作成したバーチャルインフルエンサーを使用した動画・静止画を制作しSNS等WEB広告を配信することとし、それに伴う一切の手続きを行うこと。

なお、広告媒体の選択、広告の制作・配信にあたっては、生成 AI による分析を実施し、その結果の活用により、ターゲットを的確に LP へ誘導する広告を実施すること。なお、広告費の投入割合は子宮頸がん：梅毒＝7：3 とし、分析結果は県の求めに応じて随時提供すること。

◆ LP

- ・子宮頸がん：<https://www.pref.okayama.jp/site/528/>
- ・梅毒：<https://www.pref.okayama.jp/site/syphilis/787673.html>

◆ 広告の制作・配信

▶ 広告媒体

- ・SNS 等 WEB 広告は、ターゲットに訴求するのに最適な媒体を選択の上、その予算額と表示回数等を提案すること。

▶ 広告配信期間

- ・配信は通年で実施するが、令和 7 年 7 月 18 日(金)から 8 月下旬及び 12 月上旬から 1 月上旬にかけて配信を強化する。
- ・広告配信が委託期間内において最大限の効果を発揮できるよう、効果的な時期を見極めて配信スケジュールを設定する。

▶ 広告の制作

動画・静止画は、下記内容で複数種類制作すること。なお、制作数及び制作時期については、県と受託者で協議の上、決定する。

- ・子宮頸がん予防については、HPV ワクチン接種への関心につながる内容とするよう工夫すること。
- ・梅毒対策については、マッチングアプリや出会い系サイトの利用による安易な性交渉や複数の相手との無防備な性交渉の危険性を喚起する内容となるよう工夫すること。
- ・ハイビジョン画質または、それと同等の画質とすること。
- ・取材・撮影業務・編集全般を行うこと。作業の各段階において、県との間で内容確認を行い、必要に応じて修正すること。
- ・パソコン、スマートフォン及びタブレット端末でストリーミング再生できること。
- ・納品は県が指定する以下の形式で事業完了期間までに納品すること。
：パソコン上で閲覧できる動画等データを収めた DVD 3 枚
- ・動画は、5 秒～30 秒程度の短時間で分かりやすく情報を伝え、ターゲットの興味を引きつけるものを制作すること。
- ・静止画は、SNS 等 WEB 広告用の画像の他、以下に示す素材を制作し、電子データ（PNG 形式及び AdobeIllustrator で編集可能な形式による電子データを保存した CD-R 各 1 枚）で納品すること。

- ① ホームページ用バナー及びイラスト（LP において使用）

- ② デジタルサイネージ等を利用した啓発用静止画
- ③ バーチャルインフルエンサーによる SNS 投稿に使用する静止画
- ④ その他、県の求めに応じた静止画
- ・ターゲット（子宮頸がん：岡山県内在住の小5～高1相当の女子及びその保護者、梅毒：岡山県内在住・在勤の妊娠中及び妊娠を希望する女性やそのパートナー）にアプローチする広告をそれぞれ配信すること。

ターゲットの概数

【子宮頸がん】25,800人：※1～2の合計

※1 11歳から16歳の女子（定期接種対象者は12歳から16歳）
：約47,000人×（1－令和5年度接種実施率72.6%）＝約12,900人

※2 ※1の保護者等：12,900人

【梅毒】35,200人：352人（令和6年の梅毒り患者数）×100倍

▶ 広告の配信

- ・「子宮頸がん」、「HPV ワクチン」及び「梅毒」のほか、ターゲットへの的確に広告を配信するために最適なキーワードの設定を含む SEO 対策を実施すること。
- ・SNS 広告の配信実施期間において、必要に応じて、広告の実施状況を県へ報告すること。また、下記5(5)に掲げる事業の評価指標の達成が困難と見込まれる場合などにはその結果に応じて改善策を県と協議して実施すること。
- ・広告を配信するために必要な設定を実施し、広告の実施状況を確認するための閲覧権を県に付与すること。付与することが難しい場合は、別途対応策を示すこと。
- ・広告価値棄損の課題「ビューアビリティ」「アドフラウド」「ブランドセーフティ」については、県に対する透明性を確保の上、確実な対策を行うこと。

▶ その他

- ・令和7年7月18日(金)から、子宮頸がん予防及び梅毒対策にかかる SNS 等 WEB 広告を各1種類以上配信することとする。それに伴い、広告の制作・配信及び配信にかかる一切の手続きを行うこと。

(3) 基本情報提供ツール（リーフレット・啓発カード等）の作成

県が子宮頸がん及び梅毒の啓発に使用する媒体のデザインの更新を実施することとし、その予算額を提案すること。

- ・バーチャルインフルエンサーのビジュアルを使用したデザインとする。
- ・更新を実施する各啓発媒体の仕様は以下のとおりである。

リーフレット：A4 見開き4ページ（1種類）

チラシ：A4 片面1ページ（3種類）

啓発カード：名刺サイズ両面印刷（1種類）

- ・各啓発媒体に記載する子宮頸がん予防及び性感染症対策に関する情報は、既存のもの（別添3）に基づくものとする。
- ・各啓発媒体のデータは、契約終了後も県で更新を可能とするため、AdobeIllustratorで編集可能な形式及びパワーポイント形式の2種類を県に提供すること。

(4) 自由提案項目

上記(1)～(3)の業務に加え、事業費（委託上限額）の範囲内で、本事業の効果を高められる独自の提案による企画を実施すること。なお、本業務では、バーチャルインフルエンサーによるSNS投稿を予定しており、登録者の増加を促すことを目的とする。

(5) 事業の評価指標の設定

本事業の効果測定のため、次のとおり評価指標を設定する。

◆ 評価指標：LPへの誘導数（クリック数）

子宮頸がん：委託契約期間中 25,800回以上
梅毒：委託契約期間中 35,200回以上

(6) 権利関係処理

- ・業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）の活用も可とする。その際には、利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。
- ・利用権に期限がある場合には明示すること。その場合、令和10年3月以降となることが望ましい。

6 事業体制

- ・本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施の為に十分な経験と技術力及び調整能力を有する技術者を従事させるとともに、事業内容を総合的に評価でき、かつ作業進行を適切に処理できる制作責任者を置くこと。
- ・県と綿密な連携を図りながら、業務が円滑に遂行できる体制をとること。
- ・本業務の遂行に先立ち、制作責任者、担当者等について、その所属、氏名、実務経験、本業務における役割等を県に提出し、承認を得ること。その提出書類はフォーマットを含め、受注者が速やかに用意すること。

7 履行場所

受託者事業所内

8 委託の条件

受託者は、本業務の実施に当たって、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 受託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書（別紙1）を作成し、報告しなければならない。

なお、報告書に添付する主な資料は次のとおりとし、詳細については県が指示するものとする。

・SNS等WEB広告のアクセス解析、分析等のレポート

- (2) 委託業務の実施に必要とする機材等については、原則として受託者所有の機器を使用すること。

なお、委託事業の実施に当たり、取得価格が10万円以上の機械、器具又は物品の仕様が必要となる場合、当該備品の調達方法については、特段の事情がない限り、賃貸借契約（リース又はレンタル）により整備すること。

やむを得ず、委託業務を実施するに当たって、備品の取得が必要な場合にあつては、取得する備品の取得価格又は効用の増加は50万円を限度とし、50万円を超える備品の取得はできないものであること。

- (3) 委託事業に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

9 精算

- (1) 本業務は、契約金額を上限としてその範囲内で実施するものとする。
- (2) 本業務が終了した時点で、実施経費の精算を行い、県の確認を経た上で額を確定し、経費の請求を行うこと。

10 著作権等

- (1) 動画・画像など制作物の著作権は、原則として、すべて県に無償で帰属するものとし、動画共有サイトへのアップロード以外に二次使用することがある。
ただし、タレント等の著名人を活用する場合等で、肖像権等の関係によりこれが困難な場合は、著作権及び二次使用の期限を別途明示すること。
- (2) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (3) 作成したアカウント及びそれらに掲載されているコンテンツは、期間満了後、県又は県の委託業者が管理運営する場合を考慮し、県に引き継ぐこととする。アカウント情報などは、県の求めに応じて提供すること。
- (4) AIの学習および生成に使用するすべての素材について、著作権やライセンス上の問題がないことを保証できる体制とすること。
- (5) 学習データおよび生成物に関する情報・プロンプト内容などのメタデータをすべてログとして記録・保管し、契約終了後は岡山県に提供すること。

11 秘密保持

- (1) 事業者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関して、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の実情なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た県及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

12 その他

- (1) 受託者は、当該業務の遂行方法について不明な点が生じた時は、その都度県と協議の上、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (2) 岡山県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- (3) 提案に当たっては、実現可能性のある提案とすること。
- (4) 必ずしも提案の内容を実施するとは限らない。実施に当たっては、県と協議を行い、決定していくものとする。
- (5) 予算規模11,034,100円に達しないうちに、目標を達成した場合であっても広告の配信を継続し、予算内での広告の効果最大化を図ること。
- (6) デジタルプロモーション実施時における留意事項（別紙2）に該当する項目がある場合は遵守すること。